

議第四十号

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 説 明

医療法施行規則の一部改正に伴い、病院に係る栄養士の配置基準を変更するため、この条例を定めようとする。

